

民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員は、町内会・自治会からの推薦を受け、厚生労働大臣から委嘱された地域福祉を担うボランティアであり、住民からのさまざまな相談に応じる身近な相談役、行政や専門機関へのつなぎ役としての役割を担っています。



Q1 どんな活動をしていますか？

高齢者などがいる家庭への訪問や見守り活動、支援が必要な方からの相談受付、相談内容に応じた支援やサービスに関する情報提供などです。

Q2 児童委員の役割は何ですか？

民生委員は児童委員を兼ねています。児童委員の役割は、地域の子供たちを見守り、子育ての不安や心配ごとの相談を受け、必要な支援につなぐことです。

Q3 資格は必要ですか？

資格や専門知識は不要です。市民生委員児童委員協議会や市が活動に必要な研修会を開催しています。

Q4 どんな方が向いていますか？

活動中の委員には、「自分が暮らす地域の力になりたい」、「恩返しをしたい」と考えている方や人と関わるのが好きな方が多くみられます。

Q5 報酬はありますか？

無報酬ですが、活動に必要な費用の一部は「活動費」として支給されます。八戸市では、令和7年度、年額 64,000 円です。

Q6 ルールはありますか？

住民の個別の相談に応じるため、守秘義務が課せられています。

Q7 働きながら活動できますか？

働きながら活動している委員も多くいます。最も若い方は、38 歳です。

Q8 サポートはありますか？

お住まいの地区において、すべての委員が民生委員児童委員協議会に所属しますので、多くの仲間とともに協力しながら活動しています。

Q9 任期は何年ですか？

任期は3年です。3年おきに全国で一斉改選が行われ、本年（令和7年）が改選期に当たります。一斉改選期以外にも、欠員が生じた場合は随時選任が行われます。

Q10 委員に関心があります！

お住まいの地域の町内会長や自治会長、市の担当窓口へ連絡ください。一斉改選期や欠員がある場合には、具体的な手続を説明いたします。



民生委員・児童委員活動について詳しく知りたい方は、QRコードをご参照ください。(全国民生委員児童委員連合会 HP)



【お問い合わせ先】八戸市 福祉部 福祉政策課

TEL:0178-43-9258 FAX:0178-47-0746

E-mail:fukushiseisaku@city.hachinohe.aomori.jp